

一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

一、平成三十年度からの新制度の円滑な実施のため、毎年三千四百億円の公費投入を確実に行うとともに、財政基盤強化策を講じること。また、保険料の激変緩和のための公費の弾力的運用、制度改革の周知・広報の徹底など万全な対応を図ること。

一、普通調整交付金が担う自治体間における所得調整機能は、平成三十年度以降もその機能を維持し、見直しを行わないこと。

一、子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置は、子どもの対象年齢に関わらず直ちに廃止すること。

一、災害発生時においても医療サービスの提供や診療報酬等の支払が迅速かつ適切に行われるよう、財政支援をはじめ必要な措置を講じること。

一、国保データベース(KDB)システム等を活用したデータヘルス事業について、所要の人材確保や財政措置を講じること。また、保険者機能の發揮に向けて、国保連合会の積極的な活用を図ること。

一、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、医師・看護師等の確保や地域偏在等を解消し、併せて介護人材の確保・育成を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

一、医療等分野における番号制度の円滑な運用、受診時のオンライン資格確認システムの構築等に当たっては、国の責任において必要な財政措置を講じること。

一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。